

議案第 32 号

地方公務員法及び独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定しようとする。

平成 28 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(伊賀市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市任期付職員の採用等に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

(伊賀市職員の分限に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊賀市職員の分限に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 42 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「勤務実績が」の次に「人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして」を加える。

(伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 3 条 伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

(伊賀市水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 伊賀市水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 16 年伊賀市

条例第 274 号) の一部を次のように改正する。

第 12 条中「勤務成績」を「人事評価及び勤務の状況」に改める。

(伊賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 5 条 伊賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年伊賀市条例第 53 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 10 号を第 12 号とし、第 9 号を第 11 号とし、第 8 号を第 10 号とし、同条第 7 号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第 9 号とし、同条中第 6 号を第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 退職管理の状況

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、同条第 4 号中「職員の」を削り、同号を同条第 5 号とし、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 人事評価の状況

(伊賀市職員採用試験委員会条例の一部改正)

第 6 条 伊賀市職員採用試験委員会条例(平成 19 年伊賀市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「競争試験」を「採用試験」に改める。

(伊賀市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第 7 条 伊賀市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成 26 年伊賀市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「勤務成績」を「人事評価及び勤務の状況」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。